

歯科健診実施細則

この細則は、三井健康保険組合健康診査等補助金支給規程第2条に規定する「歯科健診」の実施方法について定める。

なお、本細則における年度は、4月1日～翌年3月31日の間とする。

(支給要件)

第1条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 受診日に資格を有している被保険者であること
- (2) 第3条に規定する指定健診項目をすべて受診していること
- (3) 請求書類が受診年度の翌年度5月31日までに組合に到着していること

(実施機関)

第2条 実施機関は次のとおりとする。

組合契約機関（以下「健診機関」という。）

(指定健診項目)

第3条 指定健診項目は次のとおりとする。

| 健診項目 | 備 考 |
|--------------------|-----|
| 歯科医師による口腔診査 | |
| 歯垢・歯石の除去、ブラッシング指導等 | |

(補助金の額及び支給回数)

第4条 指定健診項目に対する補助金の額は次のとおり（100円未満切捨て）とし、支給回数は1年度につき1回を限度とする。

| 補助金の額 | 補助金の上限額 |
|--------------|---------|
| 健診費用（税込）の80% | 3,200円 |

(実施方法)

第5条 歯科健診の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 健診を計画する事業所は、健診機関と健診実施が可能か打合せをする。事業所は打合せ前に、健診会場をあらかじめ確保し、おおよその健診予定者数も把握しておく。
- (2) 事業所は健診機関との打合せに基づき、健診を実施する。
なお、事業所が受診者の健診結果を取得する場合は、あらかじめ受診者の同意を得たうえで、健診機関とその旨の契約を締結する必要がある。
- (3) 自己負担額は、組合が健診機関と契約した額（税込）から補助金の額を除いたものとする。
- (4) 健診実施後、健診機関から事業所宛に自己負担分の請求があり、事業所は自己負担分をとりまとめ、健診機関に支払う。
- (5) 健診機関から組合に健診結果の通知及び補助金の請求があり、組合は確認のうえこれを支払う。

(補助対象外)

第6条 次の各号のいずれかについては原則として補助の対象としない。

- (1) 指定健診項目以外の健診項目
- (2) 健診結果が組合の指定する方法で提出されない場合

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 22 年 4 月 1 日施行の「歯科健診実施細則」は廃止する。